

令和8年第3回野洲市農業委員会総会議事録

令和8年3月10日 午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和8年第3回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

委員

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 野洲 | 秀一 |
| 2番 | 針本 | 一春 |
| 3番 | 北中 | 良夫 |
| 4番 | 井上 | 輝子 |
| 6番 | 橋本 | 高明 |
| 7番 | 森 | 恒仁 |
| 8番 | 田中 | 靖志 |
| 9番 | 角出 | 昇 |
| 10番 | 北浦 | 一宏 |
| 11番 | 木村 | 二郎 |
| 12番 | 市木 | 和雄 |
| 13番 | 米澤 | 博 |
| 14番 | 井狩 | 憲一 |
| 16番 | 島村 | 平治 |
| 17番 | 清水 | 稔 |
| 18番 | 山本 | 芳隆 |
| 19番 | 岩井 | 正男 |
| 20番 | 青木 | 章 |
| 21番 | 川東 | 静佳 |
| 22番 | 石塚 | 健一 |
| 23番 | 小森 | 喜一 |
| 24番 | 廣瀬 | 久雄 |
| 25番 | 山田 | 富男 |
| 26番 | 立入 | 三千男 |

欠席委員

5 番 中濱 佳久
15 番 辻 美智子

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	事務局次長	荒川 博志
	臨時職員	苗村 守
農林水産課	主事	亀井 茜里

議長（会長）

それでは、只今から、令和8年第3回農業委員会総会を開会します。
日程に入るに先立ち、報告を行います。

本日の出席委員は23名であります。

欠席は第5番 中濱委員、第15番 辻委員であります。
第25番 山田委員においては遅参の連絡をいただいております。

これより、日程に入ります。
日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

第16番 島村委員、第17番 清水委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。
よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第6号から議第8号の3議案を順次上程します。
先ず、議第6号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し許可をすることについてを議題とします。
事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、議第6号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は全部で5件でございます。議案書の1ページをご覧ください。
まず1件目です。資料は別紙Aの1ページから2ページでございます。

比留田字大込●●●●番●、登記地目・現況地目 ともに 畑、面積 198㎡について、譲渡人 ●●●●氏から、譲受人 ●●●●氏へ、贈与により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、贈与により申請地を譲り受けることで、野菜作りなどの農作業を行うことで、自らの食事の一助にもなるとの思いから、譲り受けることとなりました。

一方、譲渡人は、相続で申請地を財産分与により所有されましたが、実家に戻ってこられることとなり、申請地を手離すことに同意されておられ双方の了承が得られことから、今回の申請に至っています。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりです。

次に2件目、資料は別紙Aの3ページから4ページでございます。

永原字高関●●●●番、登記地目・現況地目ともに 畑、面積184㎡について、譲渡人 ●●●●氏から、譲受人 ●●●●氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、譲渡人からの依頼を引き受ける形で土地を購入する事となりました。

一方、譲渡人は、神戸に移住することとなったため農地を所有することが難しく農地を売却したいとの思いから、今回の申請に至っています。

別紙Aの3ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えま

す。

次に3件目、資料は別紙Aの5ページから6ページでございます。

永原字上町●●●番、登記地目 田、現況地目 畑、面積1,236㎡の内一部 50㎡
について、貸人 ●●●氏から、借人 ●●●氏へ、賃貸借をされるものです。

借人は、ビールその他の酒類の製造、販売を営んでおり、商品である飲料商品の香りづけ用のハーブを植えるため耕作地が必要となりました。

一方、貸人は、所有する畑が広く未耕作の状態であり、除草等の管理をされており、地元企業を応援したいとの思いもあることから、今回の申請に至っています。

別紙Aの5ページの調査表をご覧ください。

借人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

次に4件目、資料は別紙Aの7ページから8ページでございます。

北字野田●●●番、登記地目・現況地目ともに田、面積 1,631㎡について、譲渡人 ●●●氏から、譲受人 ●●●氏へ、贈与により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、譲渡人より申請地を引き受けてほしいとの話を受け、無償で贈与したいとの話であり、周辺を耕作していることもありましたので受ける事となりました。

一方、譲渡人は、遺産相続で申請地を所有することになりましたが、市内に居住されておらず、管理することが負担になっておられ農地を手離したいとの思いから、今回の申請に至っています。

別紙Aの7ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

次に5件目、資料は別紙Aの9ページから12ページでございます。

野田字鯉尾●●●番、登記地目・現況地目ともに 畑、面積103㎡

五条字南高畑●●●番、登記地目・現況地目ともに 畑、面積99㎡

五条字小森立●●●番●、登記地目・現況地目ともに 田、面積429㎡

五条字小森立●●●番●、登記地目・現況地目ともに 畑、面積160㎡

五条字小森立●●●●番、登記地目・現況地目ともに 田、面積626㎡
五条字猿花●●●●番、登記地目・現況地目ともに 畑、面積174㎡
五条字十分町●●●●番、登記地目・現況地目ともに 田、面積3,021㎡
五条字法定寺●●●●番、登記地目・現況地目ともに 田、面積2,538㎡
合計 7,150㎡について、譲渡人 ●●●●氏から、譲受人 ●●●●氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人は、譲渡人より、所有する農地の全てを一括で売買の申出があり、一部の農地の引き受け手であったことや、購入の条件も整いましたので、申出を承諾され土地を購入する事となりました。

一方、譲渡人は、相続により所有されていましたが、今後、家族も含め自作する予定もなく譲渡先を探しておられ農地を売却したいとの思いから、今回の申請に至っています。

別紙Aの9ページの調査表をご覧ください。

譲受人に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長（会長）

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第2番 針本委員お願いします。

針本委員

2番 針本です。

私からは比留田の案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人は相続で申請地を財産分与により所有されており、譲渡人はご家庭の事業により他所から実家に戻ってこられ、申請地を手離すことに同意されています。

一方、譲受人は申請地を譲り受けることで、野菜作りなどの農作業を行うことで、食事の一助にもなるとの思いから、譲り受けることとなりました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

第 17 番 清水委員お願いします。

清水委員

17番 清水です。

私からは永原の案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人は神戸に移住することとなったため、この土地で耕作することができなくなり、譲受人に購入の依頼をされておりました。

一方、譲受人は譲渡人からの購入依頼を引き受けることとなり、今回の申請に至ったものでございます。

続いて3番目の永原の案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり貸人は所有する畑が広く未耕作の状態であり、除草等の管理だけされています。

一方、借り人は商品である飲料商品の香りづけ用のハーブを植えるため耕作地が必要となり、今回の申請に至ったものでございます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

第 18 番 山本委員お願いします。

山本委員

18番 山本です。

私からは北の案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人は遺産相続で申請地を所有することになりましたが、市内に居住されておらず、管理することが負担になっておられます。

一方、譲受人は譲渡人より申請地を引き受けてほしいとの話を受け、譲渡人より無償で贈与したいとの話でありましたので、周辺を耕作していることもありましたので受けることとなりました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

第 1 番 野洲委員お願いします。

野洲委員

1 番 野洲です。

野田および五条の案件についてご説明いたします。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲渡人は、相続により所有されていましたが、今後、家族が自作する予定もなく譲渡先を探しておられました。

一方、譲受人は譲渡人より、一括で移転の申出があり、一部の農地の引き受け手であったことや、条件面も整いましたので、申出を承諾され今回の申請に至ったものです。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

以上説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

第 13 番 米澤委員。

米澤委員

米澤です。

確認をさせていただきたいのですが、3番目の件について1,236㎡の内50㎡を賃貸借で借りられるとの説明ですが、分筆はしなくても良いかとの確認と、登記地目が田で現況が畑となっていますが、この際に地目変更されなくてもいいのですか。

事務局

分筆につきましては申請人より分筆はされないと伺っています。農地の1,236㎡の内50㎡として使用したく、賃貸借の期間も定まっていない事から分筆は考えられておられません。法務局への登記ですが農地法の許可において分筆が条件でもございませんので分筆は行われません。そして申請地の田畑転換を行うように申請者に申し伝えております。

米澤委員

わかりました。

番号4の図面の区画形状を見ますと、通常は1つの田が3反(3,000㎡)であると思われませんが、確認されているとは思いますが、その内の1,631㎡のように見えるがその点はどうですか。

事務局

周囲の圃場は3反区画となっておりますが、地番図で確認したところ申請地の形状となっております。

議長（会長）

他にご質疑はございませんか。

ご質疑が無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第6号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって議第6号は、許可することに決定致しました。

次に、議第7号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議第7号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は1件です。議案書の3ページをご覧ください。

資料は別紙Aの13ページから16ページでございます。

野田字鯉尾●●●●番、登記地目・現況地目 とも畑、面積410㎡について、譲渡人 ●●●氏と、譲受人 ●●●●氏とのあいだで、露天駐車場とするため、転用および売買による所有権移転の申請があったものです。

露天駐車場を必要とする理由としまして、譲受人は、当該地の隣接に工場が設置されており、今後従業員の雇用も増加し、駐車場が必要となることから今回の申請をされたものです。

別紙Aの13ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連担している区域内にある第3種農地と判断します。

その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの14ページの位置図をご覧ください。

申請地は薄い赤色で着色している1筆です。

別紙Aの15ページの土地利用計画図兼隣地関係図をご覧ください。

申請地の東側には隣地の畑、南側には既設駐車場、西側には野洲川下流土地改良区用の悪水路、北側には隣地の宅地及び竹藪がございます。

別紙Aの16ページは横断面図面です。敷地全体切土を行い露天駐車場が設置されます。土地の排水は西側のU字溝により排水されます。

事務局からの説明は以上です。

議長（会長）

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第11番 木村委員をお願いします。

木村委員

11番 木村です。

野田の案件について説明致します。

ただいま事務局の説明があったとおり、譲受人は、隣接する土地に既存駐車場を所有しております。

今回の当該地を駐車場として所有することにより、従業員の雇用も増加し、駐車場効率が高まることから露天駐車場用地として転用しようとするものです。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

議長 (会長)

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第7号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号について賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって議第7号は許可することに決定いたしました。

次に、議第8号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、を議題とします。

本議題につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができませんので、貸借関係の委員さんにつきましては
ご退席をしていただきます。

第7番 森委員、第8番 田中委員、第9番 角出委員、第18番 山本委員に退席を求め
ます。

【委員 退席】

事務局より説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをお願いいたします。資料は別紙Bでございます。

それでは、「議第4号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」をご説明いたし
ます。

当議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定により作成された、
農用地利用集積等促進計画案について、本委員会の意見を求めるため、市長から提出された
ものです。

内容は別紙Bの明細書のとおりです。

農地中間管理機構を通して、貸借権が設定されるのは、Bの1から5ページの一括方式、1
36筆 237,559㎡と、6ページの機構から受け手の5筆4,314㎡の合計 141

筆 241,873 m²です。

所有権移転されるのは、Bの7ページでございます

合計 2筆 6,316 m²です。

事務局からの説明は以上となります。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

（挙手なし）

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それではこれより議第8号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号を「意見なし」として原案のとおり、認めることについて賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって、議第8号は議案どおりと決定いたしました。

退席された委員は自席へお戻りください。

【退席された委員が自席に着席】

退席されていた、森委員、田中委員、角出委員、山本委員に報告いたします。

只今議題になっております、議第8号は、議案のとおり決定いたしました。

議長（会長）

続きまして、日程第4 報告案件に入ります。

報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について、を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告についてをご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

案件は2件です。

まず1件目です。資料は別紙Aの17ページでございます。

野洲字下ノ沢、●●●●番●、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 897㎡について、届出人 ●●●●氏 から、賃貸共同住宅 1棟 2階建て 20戸とするため、農地転用の届出があったものです。

続きまして2件目です。

資料は別紙Aの18ページでございます。

市三宅字七之井●●●●番●、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 19㎡について、届出人 ●●●●氏 から、露天駐車場とするため、農地転用の届出があったものです。

なお、こちらについては届出人より顛末書が提出されております。

事務局からの説明は以上となります。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

3番北中委員。

北中委員

3番北中です。

2番目についてですが、現況地目が宅地となっておりますが、駐車場として使用されていても宅地とするのですか。

事務局

現況が駐車場ですが、登記地目に駐車場がございません。このため宅地として表記させていただいています。

北中委員

普通駐車場は雑種地ではないのか。

事務局

雑種地か宅地どちらが適切かの答えは持ちあわせておりません。今後事務局で確認させていただきます。

(挙手なし)

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これをもちまして、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

以上をもって、令和8年第3回農業委員会総会を閉会いたします。